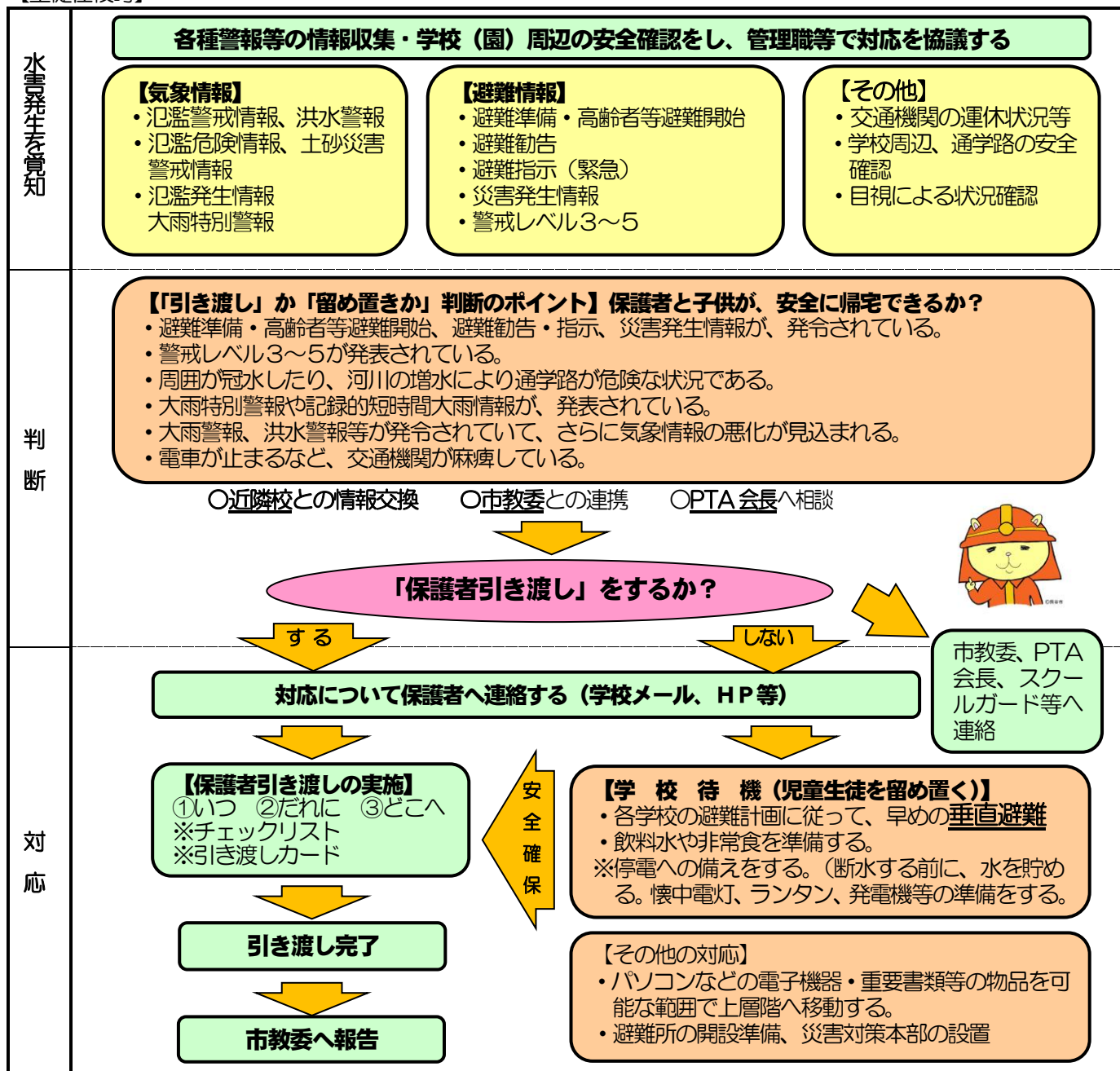




- 1 平時より各自自治体のハザードマップなどで浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険な場所を確認しておく。
- 2 台風等の進路・進度からある程度の可能性を絞り込み、前日までに対応の概要を家庭に周知しておく。
- 3 休業等の決定の流れについては、「大雪対策ガイドライン」を参考にす。市教委と相談の上、校長が決定する。
- 4 在校時、水害が発生した場合は、安全が確認されるまでは、児童生徒を待機させることを基本とする。

【生徒在校時】



備考

- ※ 地域の自治会や学校応援団等と連携を図り、学校すぐメールだけでなくその他の連絡方法も確認する。
- ※ 臨時休業とする場合は、早急に市教委やPTA、自治会長等に連絡する。また、給食をとめる手続きをする。